

平成28年度自動車点検整備推進運動の実施細目（協議会及び連絡会構成団体別）

実施事項	実施機関	実施細目
1. 地方で開催するイベントへの支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・日整連 ・自販連 ・JAF ・タイヤ協会 ・電池工業会 ・DP連 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> a) 展示コーナーで使用する新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを提供する。 b) 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを交えながら、点検・整備の必要性を訴える。 c) 長期使用車両の自動車ユーザーに対し、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。 d) イベントの中で、点検・整備を啓発するためのブースを展開する。(任意) e) 重点項目に留意する。
2. チラシの配布	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省 	<ul style="list-style-type: none"> a) イベントが円滑に開催されるよう協力する。 b) イベントについては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、協議会と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。 c) 各地方関係団体が開催するイベント等に積極的に協力(例：休日の地方運輸局等の敷地の提供、「自動車なんでも相談窓口」の開設等による協力等)し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。 d) パネル展示等により、エンジンオイルのメンテナンス不足から車両火災に至るメカニズムを紹介する。

	対象としたチラシ等については、女性や10代から30代の記憶に残るようなデザインとすることをコンセプトを作成していることを踏まえ、週末のイベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。
・事故対	国土交通省で作成したチラシを、運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に対して配布し、自動車ユーザー等に点検・整備の必要性を周知する。
・自動車機構	<p>a) 検査部、事務所（以下「事務所等」という。）に備え置き、窓口を利用する自動車ユーザー等に広報する。</p> <p>b) 検査を受けるために自動車ユーザー自らが検査場に訪れる際や街頭検査の機会等を活用し広報する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、長期使用車両の自動車ユーザーに対し、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。</p>
・軽検協	<p>a) 事務所、支所（以下「事務所等」という。）に備え置き、窓口を利用する自動車ユーザー等に広報する。</p> <p>b) 検査を受けるために自動車ユーザー自らが検査場に訪れる際や街頭検査の機会等を活用し周知する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、長期使用車両の自動車ユーザーに対し、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。</p>
・自工会 ・自販連 ・全軽自協 ・中販連 ・輸入組合 ・全部販連 ・A J	<p>a) 販売店、展示場等に備え置き、店頭を訪れる自動車ユーザー等に周知する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、長期使用車両の自動車ユーザーに対し、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。</p> <p>b) 販売店等で開催する催し物において、来場する自動車ユーザー等に対し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。</p> <p>c) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必要性や重要性を周知する。</p>
・日整連	<p>a) 整備工場等に備え置き、自動車ユーザー等に周知する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、長期使</p>

		<p>用車両の自動車ユーザーに対し、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。</p> <p>b) 各地方自動車整備振興会が開催するマイカ一点検教室等を活用し、受講者に配布する。</p> <p>c) 自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等に関する資料を活用して啓発に努める。</p>
	・ JAF	<p>a) 全支部・事務所に備え置き、あらゆる機会を捉えて自動車ユーザー等に周知する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、長期使用車両の自動車ユーザーに対し、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。</p> <p>b) 各支部で開催するマイカ一点検教室等を活用して、受講者に対し、点検・整備の必要性を周知する。</p>
	・ 教育振興財団	全国自動車教育研究大会等の機会に参加者に点検・整備の必要性を周知する。
	・ 部工会 ・ バス協 ・ 全部連 ・ 全ハイ・タク連 ・ 全石商 ・ 自検協 ・ 電池工業会 ・ DP連 ・ 車工会 ・ JAPA ・ レンタカー協会	会員各社に送付し、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。
	・ 損保協会 ・ JA共済 ・ 全労済	支店等に備え置き、店頭を訪れる自動車ユーザー等に対し、点検・整備の必要性を周知する。
3. ポスター の掲示	・ 国交省	<p>a) 地方運輸局等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。</p> <p>b) 地方運輸局等は、掲示について、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に協力を要請する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたチラシ等については、女性や10代から30代の自動車ユーザーの記憶に残るようなデザインとすることをコンセプトに作成していることを踏まえ、週末のイベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開す</p>

	るよう努める。
・自動車機構	事務所等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
・軽検協	事務所等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
・自工会	自動車メーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。
・自販連 ・全部連 ・輸入組合 ・中販連 ・全軽自協 ・全部販連 ・A J	販売店等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
・日整連	各地方自動車整備振興会、マイカ一点検教室等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
・JAF	各地方本部、支部を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
・全自協	各地方自家用自動車協会を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
・バス協 ・全ハイ・タク連	待合室、営業所、休憩所等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
・レンタカー協会	営業所等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
・タイヤ協会	タイヤメーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。
・自検協 ・教育振興財団 ・車工会 ・全石商 ・部工会 ・電池工業会 ・DP連 ・JAPA ・事故対	本部等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
・損保協会 ・JA共済 ・全労済	支店等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。
・日車協連	会員各社等に送付し、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。
・タイヤ商工	店頭などの自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲

	・電整連 ・APARA	示する。
4. マイカ ー 点検 教 室 等の開 催	・日整連	<p>a) 各地方自動車整備振興会では、マイカ一点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカ相談を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。その際、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを交えながら、点検・整備の必要性を訴える。特に長期使用車両の自動車ユーザーに対しては、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。</p> <p>また、大型車ユーザーにも点検・整備を実施するよう啓発に努める。</p> <p>b) 定期点検整備の必要性と保守管理の重要性について説明した動画（DVD）を活用し、ユーザーへの啓発に努める。</p> <p>c) 自動車のカット・エンジン、ブレーキ装置模型、カット・シャシ模型等を活用し、ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。</p>
	・自販連等	<p>販売店では、自動車点検整備推進運動の強化月間における新車の発表会等を利用して、自動車ユーザーを対象に無料点検等を実施し、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。特に長期使用車両の自動車ユーザーに対しては、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。</p> <p>また、大型車ユーザーにも啓発するように努める。</p>
	・JAF	各支部では、マイカ一点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカ相談を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。特に長期使用車両の自動車ユーザーに対しては、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。
5. マス コ ミ 等 に よ る 広 報 (キ ヤ ツ チ コ ピ ー 、 ロ ゴ 等 の 挿 入)	・国交省 ・協議会	<p>a) 日常及び定期点検整備の励行に関するウェブコンテンツを制作・掲載し、周知する。</p> <p>b) 雑誌等に点検・整備に関する記事を掲載する。</p> <p>c) 上記a)、b)において点検・整備を怠った場合の不具合事例や事故事例について別紙の資料等を適宜活用し注意喚起するとともに、経済的負担事例に加えてエコ整備などを交えながら、点検・整備の必要性を訴える。</p>
	・国交省	a) 点検・整備に係る啓発記事等を政府広報に掲載し、自

		<p>動車ユーザーに点検・整備の確実な実施を呼びかける。</p> <p>b) 地方運輸局等においても、各地方公共団体の広報紙等への掲載を依頼し、より広く自動車ユーザーに点検・整備の確実な実施を呼びかける。</p> <p>c) 集客の見込める施設又は催し物等（Jリーグのスタジアム、プロ野球の球場等）の電光掲示板を活用した広報活動等、注目度の高い媒体を活用した啓発活動の実現に努める。</p>
	・日整連	<p>a) ラジオ、新聞等により、点検・整備の確実な実施等について呼びかける。</p> <p>b) 上記a)において点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを交えながら、点検・整備の必要性を訴える。</p>
	・自工会	<p>a) ラジオ、雑誌等により、点検・整備の確実な実施等について呼びかけるとともに、ホームページ、自動車ガイドブック等により、点検・整備の必要性を訴える。</p> <p>b) ホームページ、雑誌等で広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する。</p>
	・自販連 ・全軽自協 ・輸入組合	新聞、雑誌等に広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する。
	・連絡会	<p>a) ラジオ等により、大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止のため、適切な点検・整備の実施を呼びかける。</p> <p>b) 上記a)において点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを交えながら、点検・整備の実施方法や必要性について周知する。</p>
	・関係団体	本運動の実施要領、チラシの内容等について、会報又は機関誌に掲載し、広く会員等に広報する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用し、統一感のある広報の実施に努める。
6. ハガキの 送付等	・国交省	<p>a) 前検査を受検した自動車ユーザーに対し、定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、ハガキにより定期点検整備の実施状況を調査する。</p> <p>なお、2回連続で前検査を受検した自動車ユーザーに対しては、啓発内容を強化したハガキを送付することにより、定期点検整備をより一層確実に実施するよう呼びかける。</p> <p>b) 不正改造車ユーザーへの警告を行うため、「不正改造車</p>

		<p>を排除する運動」の一環として設置した「不正改造車・黒煙110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、警告ハガキを送付する。</p> <p>c) 黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発を図るため、「不正改造車を排除する運動」の一環として設置した「不正改造車・黒煙110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すハガキを送付し、点検・整備の必要性を訴える。</p>
	・軽検協	前検査を受検した自動車ユーザーに対し、定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、ハガキにより定期点検整備の実施状況を調査する。
	・自販連等	販売店では、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検整備の実施について呼びかける。
	・日整連	整備工場では、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検整備の実施について呼びかける。
7. 幟、垂れ 幕、横断 幕等の掲 示	・日整連	各地方自動車整備振興会、整備工場及びマイカ一点検教室を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。
	・バス協	乗合バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、点検整備推進運動の周知に努める。
8. その他	・国交省	<p>a) 自動車点検整備推進運動の実施計画を公表する。</p> <p>b) 運送事業用の大型車ユーザーに対し、ホイールの取付状態や燃料装置等に関する重点点検の実施、結果報告への協力を依頼する。特に今年度は、別紙の資料等を活用し、タイヤ・ホイールの脱落事故及び車両火災事故防止に向けた確実な点検・整備の実施を啓発する。</p> <p>c) 街頭検査の機会等において、前面ガラスに期日の過ぎた「点検整備済ステッカー」が貼付されていないか確認し、貼付されている場合には、保安基準不適合となるため、剥がすよう指示するとともに定期点検整備の必要性を強く訴える。</p> <p>d) 庁舎の館内放送・インターネット等によって、所属職員（可能であれば来庁者も含む。）にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。</p>

	<p>e) 国土交通省が保有する公用車について、車種に応じた適切な点検・整備の励行を図る。また、他省庁及び地方自治体が保有する公用車について、点検・整備の実施状況を把握するとともに、確実な予算の確保と執行を含めた、適切な点検・整備の励行を図る。</p> <p>f) 前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車に対し、事前の周知を行った上で受付時に、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し、必要に応じて点検・整備の確実な実施の指導等を行う。</p> <p>g) エンジンオイルの劣化、オイルフィルタの誤った取付け、ブレーキペダルの戻り不良による車両火災事故、ブレーキ液やブレーキホースの劣化による車両事故、バッテリの爆発事故等を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故の情報を展開し、適切な点検・整備励行を呼びかける。</p> <p>また、整備管理者研修においては、D P F（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法について周知する。</p> <p>h) 確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、自動車ユーザーへ周知する。</p> <p>i) 確実な定期点検整備の励行を促進するため、継続検査において最長の間隔で行うべき定期点検整備が実施されておらず、加えて劣化又は摩耗による保安基準の不適合が確認された場合に、自動車ユーザーに対して、点検等の勧告を発動する。また、点検等の勧告を行った場合には、自動車検査証備考欄に指導履歴を記載し、自動車ユーザーへ周知する。</p> <p>j) 「自動車点検整備推進運動実施中」のワッペンの着用を行う。</p>
・協議会	幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケート調査を実施する。
・日整連	オリジナルで作成したスマートフォンアプリ（点検・整備の実施時期の告知機能等）の周知及び活用促進させることで、ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。
・全ト協 ・バス協 ・日整連 ・その他関係団体	<p>a) 国土交通省が協力を依頼する重点点検の実施、結果報告について、その協力に努める。</p> <p>b) バス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレ</p>

等	<p>メント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。</p> <p>c) 整備工場に入庫したディーゼル車について、使用者に点検指導を行うとともに、使用者の理解を得ながらスター等で黒煙測定及びエア・クリーナ・エレメント等の清掃等を重点的に実施する。</p>
・関係団体等	<p>a) 保有する車両、参加会員等の使用する車両等の車種に応じた適切な点検・整備の実施を図る。</p> <p>b) 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施勧行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の勧行を呼びかけるよう依頼する。</p> <p>c) 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力に努める</p>